

# 施設等利用費の請求について (ご案内)

## <本案内の対象施設（事業）・利用年度>

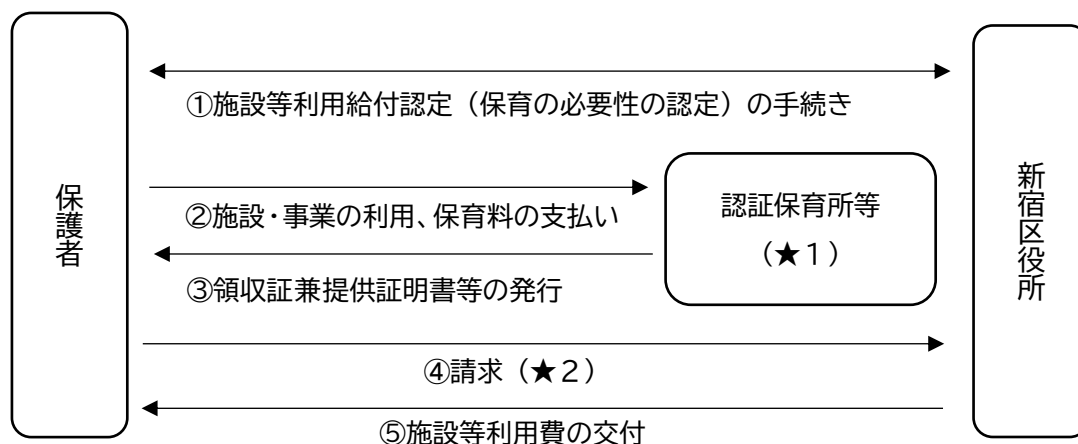
- 認証保育所、認可外保育施設（令和6・7年度分）
- 一時保育（ひろば型一時保育含む）、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業（令和6～8年度分）

### 1. 施設等利用費とは

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化では、認可保育園・認定こども園や幼稚園などの基本保育料のほか、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設等の利用料についても、上限額の範囲内で無償化されました。

認証保育所等の無償化は、認可保育園等とは異なり、保育料をいったん施設や事業所に支払った後に、区に対し、無償化の給付の請求を行っていただく必要があります。

この無償化の給付のことを「施設等利用費」といいます。



★1：認証保育所、認可外保育施設、一時保育（ひろば型一時保育含む）、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業

★2：複数の施設・事業の領収証兼提供証明書等を組み合わせて請求することもできます。

### 2. 施設等利用費を請求できる方

施設（事業）の利用時に「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けている（受けていた）方が対象です。

施設等利用給付認定の認定手続きについては、保育課入園・認定係（区役所本庁舎2階14番窓口・☎03-5273-4527）にお問い合わせください。

### 3. 施設等利用費の対象施設・事業所

#### ●令和6年9月30日までの利用

→区市町村が確認した施設

新宿区内の対象施設の一覧表は、新宿区のホームページに掲載しています。

#### ●令和6年10月1日以降の利用

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の発行を受けた施設

→東京都福祉局のホームページの「認可外保育施設一覧表（PDF ファイル）」に載っている施設のうち、右から2列目「証明書」の欄に「有」と表示されている施設が助成対象施設です。

### 4. 施設等利用費の上限額

・3歳～5歳児クラス：月額37,000円

・0歳～2歳児クラス（住民税非課税世帯）：月額42,000円

※ 食材料費や日用品、行事参加費等は施設等利用費の対象外です。

また、ファミリーサポート事業等のうち、送迎のみの利用も対象外です。

※ 認可外保育施設と一時保育の併用など、複数の施設・事業所を利用する場合も、上記の額が施設等利用費の上限額となります。

### 5. 施設等利用費の請求

次の方法で請求してください。

#### 令和8年7月に電子申請を導入しました

電子申請



ホームページ



#### (1) 電子申請による請求

次の①と②をご用意ください。

① 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（施設・事業所が発行したもの）

② 口座確認書類（紙通帳またはWeb通帳）

※金融機関名、支店名、口座番号、名義が確認できるもの

#### (2) 紙による請求

次の書類①～④のすべてを、郵送していただくか、直接お持ちください。

① 施設等利用費交付請求書

必要事項を記入してください。

② 施設等利用費口座振込依頼書兼同意書

施設等利用費の振込先口座を記入してください。

③ 口座確認書類（紙通帳またはWeb通帳）

※②の金融機関名、支店名、口座番号、名義が確認できるもの

④ 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（施設・事業所が発行したもの）

※複数の施設・事業所を利用した場合は、上記4.の上限額の範囲内で、利用した施設・事業すべてのものをご提出ください。

※④がない場合は、施設・事業所が発行した利用料を支払ったことを証明する書類（領収証等）と、特定子ども・子育て支援提供証明書をあわせてご提出ください。

## 6. 請求の締切日とお支払いの時期

### (1) 令和6・7年度分

毎月末日までに請求された分を翌月末日に指定の口座に振り込みます。

### (2) 令和8年度分（認証保育所・認可外保育施設を除く）

次の表のとおりです。

|        | 第1期     | 第2期      | 第3期     | 第4期     |
|--------|---------|----------|---------|---------|
| 請求できる月 | 6月分まで   | 9月分まで    | 12月分まで  | 3月分まで   |
| 締切日    | 7/15（水） | 10/15（木） | 1/15（金） | 4/15（木） |
| 支払日    | 8/31（月） | 11/30（月） | 2/26（金） | 5/31（月） |

※ 請求内容（添付書類を含む）に不備がある場合は、上表の支払日より後のお支払いになる可能性がありますのでご注意ください。

## 7. 時効について

対象の請求期間から2年が経過すると、消滅時効の満了により請求ができなくなりますので、ご注意ください。（例：令和6年8月ご利用分の施設等利用費は令和8年9月1日以降はご請求ができなくなります。）

## 参考 令和8年度の施設等利用費および認証保育所・認可外保育施設の保育料助成

新宿区では、認証保育所や認可外保育施設を利用されている方を対象に、施設等利用費のほか、区独自に保育料の助成を行っています。

令和8年度分の締切は、申請が令和9年3月15日（月）、請求が令和9年4月15日（木）です。

令和8年度分から電子申請を導入し、施設等利用費と区独自助成分をあわせて申請可能としました。

区ホームページ



電子申請（令和8年度分）

認証保育所・認可外保育施設



## 担当・問合せ先（紙の請求書の提出先）

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係（区役所第一分庁舎7階）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号

電話：03-5273-4584（直通） FAX：03-3209-2795

※ひろば型一時保育、ファミリーサポート事業の利用について

：新宿区立子ども総合センター子育て支援課子育て支援係 電話：03-3232-0695

※領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の発行については、利用している施設にお問い合わせください。